

島根県保健医療計画〔中間評価・見直し版〕（素案）に対する  
意見照会と対応について

1. 中間評価・見直しの概要

(1) 経緯

- ・島根県保健医療計画（計画期間：平成 30(2018)年度～令和 5(2023)年度）の中間年にあたり、これまでの取組や数値目標の達成状況を評価し、必要に応じて時点修正や数値目標の再設定等の見直しを行う

※見直しの時期については、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を勘案した国の通知に基づき、見直し後の計画適用時期を「令和 3 年 4 月」から「令和 3 年度中」に変更

(2) 方針

- ・5 疾病・5 事業及び在宅医療について「現状と課題」、「施策の方向」、「数値目標」の見直しを実施（第 5 章）
- ・新型コロナウイルス感染症を含む新興感染症等に関する基本的な考え方や現状と課題等について記載（第 4 章・第 6 章）

2. 素案に対する意見照会等

(1) 医療法の規定に基づく意見照会

①実施期間 令和 3 年 7 月 2 1 日から 8 月 2 5 日まで

②意見照会先

- ・診療又は調剤に関する学識経験者の団体  
（島根県医師会・島根県歯科医師会・島根県薬剤師会）
- ・県内全市町村、及び救急業務を共同処理する一部事務組合
- ・島根県保険者協議会

(2) パブリックコメント

①実施期間 令和 3 年 7 月 2 6 日から 8 月 2 5 日まで

②実施方法 県ホームページ、県政情報センター等での閲覧

(3) 意見への対応（案）

- ・33 件の意見提出（詳細は資料 1 - 2 のとおり）
- ・うち 9 件について意見を反映し素案を修正
- ・その他 24 件については、今後の施策の参考意見とする

3. 計画案に対する審議の流れ

